

総務委員会

令和8年3月3日(火)
15時00分～時分
第1委員会室

- 【委員】 沖田委員長、柳楽副委員長、
戸津川委員、岡本委員、佐々木委員、西田清久委員、川神委員
- 【参考人】 三島 淳寛 氏(請願者)
- 【執行部】 砂川副市長
(総務部) 山根総務部長、末岡総務課長、森脇防災安全課長
- 【事務局】 森井書記

【議題】

1 請願審査

- (1) 請願第72号 市民に対する法的措置等の発動における客観的妥当性の確保と適正手続きの確立に関する請願について
- (2) 請願第73号 不当要求行為の認定は、客観的事実及び証拠に基づく該当性審査を経て行い、問題がある場合には是正及び再発防止を行うよう求める請願について

2 請願審査(参考人招致)

- (1) 請願第73号 不当要求行為の認定は、客観的事実及び証拠に基づく該当性審査を経て行い、問題がある場合には是正及び再発防止を行うよう求める請願について
- (2) 請願第75号 専門的知見を要する調査・検討業務の委託における分析及び評価の独立性確保を求める請願について
- (3) 請願第76号 市の予算を用いた委託事業における成果品検査の記録及び保存の徹底を求める請願について

3 その他

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
72	市民に対する法的措置等の発動における客観的妥当性の確保と適正手続きの確立に関する請願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 2. 10
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
総務委員会				

【請願の趣旨】

市役所が市民に対し、弁護士を通じて接触禁止を通知したり、法的措置を背景とした警告を行ったりすることは、市民の正当な権利行使を萎縮させる極めて重大な行為である。

このような措置は、本来、市民側に弁明の余地がないほどの著しい違法性や暴力性がある場合のみ、慎重に検討されるべきものである。

しかしながら、現在、浜田市において、市民が紳士的な態度で、かつ相互の合意のもとに録音を行いながら職員と対話しているにもかかわらず、その対話そのものを理由として、部長会議等の内部判断のみで一方的に弁護士を通じた排除通告が行われるという、極めて不透明かつ不合理な事案が発生している。

録音内容等の客観的な事実を確認すれば紳士的なやり取りであると判明するものであっても、市側が「特定の市民を排除したい」という意図のみで情報を歪め、内容を精査せずに組織決定を下せる現在のシステムは、公平・公正な行政のあり方から大きく逸脱している。

つきましては、特定の市民が不当に不利益を被ることがないように、外部のチェック機能を含めた適正な手続きを導入することを強く請願する。

【請願事項】

1. 市民に対する接触禁止通告や法的措置を検討する際は、当該市民とのやり取りの録音や記録等の客観的証拠を必ず精査し、特定の職員や部署の主観的な報告のみで判断を下さないこと。
2. 部長会議等の政策決定機関において市民の権利を制限する決定を行う場合は、その根拠となった事実関係を議事録に明記し、後日検証可能な透明性を確保すること。
3. 市民を「排除対象」と判断する前に、第三者（弁護士会や外部の有識者委員会等）による公平な審査、あるいは当該市民への弁明機会の付与など、適正手続き（デュー・プロセス）をシステムとして組み込むこと。

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
73	不当要求行為の認定は、客観的事実及び証拠に基づく該当性審査を経て行い、問題がある場合には是正及び再発防止を行うよう求める請願について	浜田市国分町 1689-1 三島 淳寛	森谷 公昭	R8. 2. 10
	付託委員会	審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
	総務委員会			

【趣旨】

地方公共団体が、市民の行為について「不当要求行為」や「強要」に該当すると認定したり、認定を受けて警告書において行為を制限することは、当該市民の請願権、表現の自由、行政に対する質問・意見表明の機会を事実上制限する重大な行政判断である。

そのため、不当要求行為の認定に当たっては、該当性審査の対象となる具体的な事実関係を特定し、客観的な証拠に基づき、法令を遵守した上で判断することが不可欠である。

しかしながら、浜田市においては、強要があったことが分かる文書の開示を求めたところ、当該文書は存在しないとして、文書不存在を理由とする不開示決定がなされている。

また、不当要求行為等防止対策委員会において、報告書等に記載された「強要があった」との事実について、委員会として具体的な事実確認を行ったことを示す記録の開示を求めたところ、当該事実を確認したことを示す記録も存在しないことが明らかとなっている。

よって、市議会において、不当要求行為の認定について、当該認定に問題がなかったか否かについて事実確認を行い、「発生報告者からの意見」で長時間の対応を強要されたとされる令和7年6月5日の通話に係る録音記録（発生報告者が保有している公文書）等、証拠となる記録の確認等、認定に問題がないか検証するよう、執行部に対し求め、その結果、問題が認められる場合には、是正措置及び再発防止策を講じるよう働きかけることを求める。

【請願の理由】

浜田市では、これまでに職員から不当要求行為の発生報告等があった場合、不当要求行為等防止対策委員会を開催し、市民の行為について教育委員会職員から「強要があった」として不当要求行為に該当すると認定し、当該市民に対して警告書を送付するとともに、以後市に対する質問や意見の申出を行わないよう求める対応等が行われている。

しかし、この認定については、「いつ、誰に対し、どのような強要が行われたのか」という該当性審査の対象となるべき具体的事実関係を示す記録が一切存在しない事例がある。

具体的には令和7年6月5日の市民からの問い合わせの電話について、浜田市教育委員会職員が不当要求行為発生報告者からの意見として「長時間の対応を強要された」という文書を書き、2回にわたり開催された不当要求行為等防止対策委員会において当該市民の行為が不当要求行為に該当すると認定し、警告書の送付が行われている。

しかし、この令和7年6月5日の電話については、市民と職員が双方録音して通話をすることに合意しており、双方録音開始後に会話が行われている。職員は長時間の対応を強要されたと書いているが、この通話開始から二十数分経ったところで職員から「12時45分」頃までにさせて欲しいと申し出があり、市民は「ありがとうございます。お願いします。」と述べて会話が続いている。そして終了したのが12時46分であった。職員の申し出た時刻に終了しており、さらに時間を延ばすことを強要するような発言も無い。

実際に認定を受けた市民が「強要があったことが分かる文書」の開示を求めたところ、文書不存在を理由とする不開示決定がなされている。

さらに、不当要求行為等防止対策委員会において、報告書等に記載された「強要があった」との事実について、「同委員会が当該強要について証拠を確認した記録」の開示を求めたところ、当該記録も存在しないことが確認されている。

すなわち、強要があったと認定するための根拠となる客観的事実も、委員会が当該強要の記録を確認したことを示す記録も存在しないまま、教育委員会職員の発生報告書と発生報告者からの意見をもとに、相手市民に事実確認も行わないまま、一方的に不当要求行為の認定及び警告書の送付による行為の制限が行われている。

また、当該市民を対象として、電話や窓口対応の開始時刻、終了時刻、対応内容等を記録し、複数の課で共有する「対応記録」というファイルが作成され、ファイル共有システムで運用されていたが、これらの記録には会話の具体的内容は記載されておらず、不当要求行為の該当性を判断する根拠資料とはなり得ないものである。それにもかかわらず、問い合わせの回数や時間といった形式的な情報のみが、不当要求行為の認定に利用されている。

この市民はこうした状況を、不当要求に関する対応を自治体に指導したり裁判で自治体側の弁護実務を担当している専門性の高い弁護士に相談したところ、「こんな荒い認定はみたことがない。普通はいつ、誰に対して、どのように不当な要求をしたのかという具体的事実を行政が記録し、該当性審査を行う。文書不存在というのは対象となる事実が確認できない状態。訴訟のリスクを考えなかったか、リスクを承知で遮断を優先したとしか思えない。」という意見であった。

市民が行政に対して不明点を問い合わせたり、条例や法令に沿った対応であるかを確認したりすることは、正当な権利行使であり、不当要求行為には該当しない。

このような状況は、特定の市民の問い合わせや意見を遮断するために、不当要求行為の認定が用いられているとの疑念を生じさせるものである。

なお、当該市民は、本件不当要求行為の認定及び警告を受けたことにより、著しい精神的苦痛を受け、医師から精神疾患を患っているとの診断を受け、現在も通院加療を要する状態にある。このように、市民の心身に重大な影響を及ぼす結果を生じさせていることから、当該認定の妥当性について、客観的事実及び証拠に基づく検証と、認定に問題がある場合、是正と再発防止が不可欠である。

【請願事項】

1. 教育委員会職員が書いた不当要求行為発生報告書や発生報告者からの意見をもとに令和 7 年に不当要求行為として認定された事案について、当該認定に問題がなかったか否かを検証するため、認定の経緯の確認や令和 7 年 6 月 5 日の通話に係る録音記録の内容を含む、証拠となる記録の確認を行うなど、事実確認を行うこと。
2. 前項の事実確認の結果、認定に問題があると認められる場合には、当該認定の是正を行うとともに、同様の事案が再び生じることを防ぐよう、再発防止策を講ずること。

請 願 文 書 表

受理番号	件名	請願者	紹介議員	受理年月日
75	専門的知見を要する調査・検討業務の委託における分析及び評価の独立性確保を求める請願について	浜田市国分町 1689-1 三島 淳寛	森谷 公昭	R8.2.10
付託委員会	審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果年月日	
総務委員会				

【趣旨】

浜田市が専門的知見を要する調査・分析・検討業務を外部に委託する場合、その目的は、受託者による独立した分析及び評価を通じて、政策判断の妥当性を高める点にある。

しかしながら、市の予算を用いた一部の委託事業において、受託者による分析及び評価の領域に、市が踏み込む形で関与しているのではないかとの疑義が生じている。

よって、市議会において、専門的知見を要する調査・検討業務の委託に関し、分析及び評価の独立性が確保されるよう、執行部に対し、必要な措置を講じるよう働きかけることを求める。

【請願理由】

専門的知見を要する調査・検討業務の委託は、市が自らの判断だけでは得られない視点や分析を取り入れるために行われるものであり、受託者が独立した立場から分析及び評価を行うことが前提となる。

ところが、市の予算を用いた一部の委託事業、例えば、サン・ビレッジ浜田アイススケート場の在り方に関する調査検討業務を三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社に委託した事例において、調査検討業務の実施過程で、市が受託者による分析及び評価の内容に介入し指示しているのではないかと受け取られかねない状況が確認されている。

具体的には、市が、コンサルの報告書案に対し、○利用者アンケート集計結果の全体的なまとめとして以下のような記述を盛り込めないか。現状のスケート場は、市外からの利用者は比較的多いものの、宿泊や観光施設の利用にはつながっておらず、経済効果は薄い。また、市外からの家族での利用が多く、市内の若者や子育て世代など市民のための施設として有効に機能していない。と分析や評価の記述の追加を求めたり、中高生のアンケート結果では、スケート場として残すが過半数であった。その一方で39歳以下の若者は、過半数がスケート場以外の施設として整備することを望んでいる。というような表現を追記する。と指示している。また、スケート場利用者アンケートについての自由意見を載せた特定のページ（毎年利用しているとの感謝の意見、大会で

広域から参加しているとの意見、存続を求める意見など)を削除する検討を受託者に求め、受託者である三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社がこれらの要請に応じて成果品の修正を行ったことを示す記録が確認されている。

また、本来は成果品を受領した後に、市がその内容も参考に検討・判断するはずの方針について、調査検討業務の途中段階において、市の思いは機能転用の方針であると受託者に伝達した上で報告書の修正を指示していることも市職員からコンサルへの令和5年11月21日のメールで確認されている。

これらのやり取りは、市が委託したはずの分析及び評価の内容そのものに直接介入し、市の方針を反映する報告書を、受託者とともに作成していたとも受け取れる状況を示すものである。

このような形で調査・検討業務が進められた場合、当該委託業務は、複数の選択肢を公正中立に比較・検討するための客観的な専門調査とは言い難く、市の意向を前提とした結論誘導的な作業となるおそれがある。

市の予算を用いて実施される調査・検討業務が、真に客観的で専門性のある成果を生み出すためには、分析及び評価の領域と、市が成果品受領後に行うべき検討・判断の領域とを明確に区分し、受託者の分析及び評価の独立性を確保することが不可欠である。

【請願事項】

1. 市の予算を用いて専門的知見を要する調査・分析・検討業務を委託するに当たっては、市による関与は、事実関係に関する情報提供や、誤字・脱字、表記ゆれ等の形式的事項の指摘に限定されるべきであり、分析や評価の手法、評価内容について、市が修正を求めたり、追記や削除を求めたりすることは行わないことを明確にすること。
2. 調査・検討業務の実施過程において、市が本来成果品の受領後に検討・判断すべき市の方針を、業務の途中段階で受託者に伝達していないか、また、分析や評価の記述内容に直接関与していないかについて、必要に応じて検証を行うこと。
3. 今後、専門的知見を要する調査・検討業務の委託において、分析及び評価の独立性が損なわれることのないよう、必要な再発防止策を講じること。

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
76	市の予算を用いた委託事業における成果品検査の記録及び保存の徹底を求める請願について	浜田市国分町 1689-1 三島 淳寛	森谷 公昭	R8. 2. 10
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
総務委員会				

【趣旨】

浜田市が市の予算を用いて実施する委託事業においては、完成した成果物を受領した上で内容の検査を行い、業務仕様書や契約書に定められた内容に照らして不備がある場合には、修正や補完等を求め、その結果を踏まえて公金が支出されることが前提となっている。

しかしながら、市の予算を用いた一部の委託事業においては、成果物について検査が実施されたこと自体を客観的に確認できる記録が存在しない事例が確認されている。

このような状態では、「当該委託事業が契約内容に基づき適正に履行されたことをどのように確認したのか」を事後的に検証することが困難となっており、公金支出の妥当性や市民に対する説明責任が十分に果たされているとは言い難い。

よって、市議会において、市の予算を用いた委託事業に関する成果品検査の実施状況を客観的に確認できる記録の作成及び保存を徹底するため、必要な具体的措置を講じるよう、執行部に働きかけることを求める。

【請願の理由】

委託事業における完了検査は、受領した成果物の内容が、業務仕様書や契約書に定められた内容を満たしているかどうかを確認し、不備がある場合には修正等を求めるための、基本的かつ不可欠な手続である。

調査・分析・検討といった専門的知見を要する業務の委託においても、成果物の内容が契約内容に適合しているか否かを判断するため、検査が実施されたかどうか、どのような観点及び方法で検査が行われたのかを、客観的に確認できる形で記録として残すことが強く求められる。

しかしながら、市の予算を用いた一部の委託事業、例えば、サン・ビレッジ浜田アイススケート場の在り方に関する調査検討業務においては、市は契約上の成果品ではなく、成果品（契約上は紙媒体2部とCD-R）納品前の「報告書（案）」をデータで受け取りそのデータを検査したと説明しており、成果品について検査が実施されたこと自体を客観的に確認できる記録が存在しない。そしてそのデータをいつ誰が何に照らして検査したのかを示す記録も存在しない。にもかかわら

ず、令和5年12月8日に未受領（実際には令和5年12月15日受領）の成果品について「納品があった。検査の結果問題ない。合格とされますか。」という内容の起案が作成され、この起案に添付された納品書（報告書2部、報告書概要版2部、上記成果品等に係る電子媒体1部とある）には令和5年12月8日の受領印が押され、12月15日に教育部長が合格を決裁している。

このような状況では、どのように当該成果物に不備がないと判断したのか、あるいは不備があったにもかかわらず修正を求めなかったのか、あるいは成果品の検査は行っていないのかといった点を後日検証することが極めて困難となり、結果として、契約内容を十分に満たしていない成果品に対して公金が支出されるおそれを否定できない。事実この三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社の事例では、業務仕様書で定めた複数の内容（周辺自治体におけるアイススケート場の需要調査、照明設備の更新コストを含めた将来収支シミュレーションの作成、実現可能性の観点からの比較検討）が履行されていない。

また、検査の実施を客観的に確認できる記録が存在しないことは、委託事業の透明性及び公正性を損なうのみならず、議会や監査による将来的な検証を妨げる結果を招きかねない。

市民の信頼を確保し、市の財務運営の適正性を担保するためにも、市の予算を用いた委託事業について、成果物検査の実施状況を客観的に記録を作成し、これを適切に保存する体制を整備することが不可欠である。

【請願事項】

1. 市の予算を用いた委託事業について、受領した成果物に対する検査に関し、検査が実施されたことを客観的に確認できる記録（検査者、検査日時、検査方法、検査基準、不備の有無及び対応内容等）を作成し、これを適切に保存する体制を整備すること。
2. 過去に実施された委託事業についても、成果物に対する検査について、検査が実施されたことを客観的に確認できる記録が存在しない事例が確認できた場合には、その状況を整理・検証し、必要な改善措置を講じること。
3. 今後、成果物に対する検査について、実施された検査の内容を客観的に確認できる記録が存在しないまま公金支出が行われることのないよう、市として再発防止策を講じること。

改正

平成22年3月31日訓令第4号
平成24年3月30日訓令第1号
平成26年3月31日訓令第1号
平成30年12月26日訓令第8号
令和4年12月23日訓令第6号

浜田市不当要求行為等防止対策要綱

(目的)

第1条 この訓令は、浜田市の職員が職務を遂行する上で受ける不当要求行為等に対し組織的に取り組むために必要な事項を定めることにより、事務事業の円滑かつ適正な執行及び職員の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、「不当要求行為等」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 職員に対する暴力行為、脅迫行為又はハラスメント行為（行為者の意図にかかわらず、相手方を不快にさせ、相手方の尊厳を傷つけ、又は相手方に不利益若しくは脅威を与える行為をいう。）、職員に対して威力を示す行為その他社会常識を逸脱した行為（以下これらを「社会常識を逸脱した行為」という。）により、当該職員に対して、身体的安全の不安若しくは嫌悪の情を抱かせ、又は職権を行使すること若しくは行使しないことを要求する行為
- (2) 職員に対して、長時間にわたる一方的な面会又は電話による対応その他これに類する対応を強要する行為
- (3) 正当な理由なく、職員が職務上取り扱う事務事業に関し、当該職員に対して、当該事務事業の内容についての意見、見解等に対する回答その他の対応を執ように要求する行為
- (4) 職員が説明その他の対応をした事務事業に関し、特段の事情の変更がないにもかかわらず、当該職員に対して自己の意見を殊更に繰り返し主張し、当該事務事業の内容についての意見、見解等に対する回答その他の対応を執ように要求する行為
- (5) 正当な権利行使を装った行為又は社会常識を逸脱した行為により、職員が取り扱う事務事業を妨害し、変更させ、若しくは中止させ、又は当該職員に対して、権利、金銭若しくは機関紙、図書等の購入を要求する行為
- (6) 職員への電話、職員の自宅周辺等でのビラ等の配布、インターネットでの拡散等による職員に対する嫌がらせ、誹謗中傷等の迷惑行為その他職員のプライバシーを侵害し、又は職員に不当な圧力を与える行為
- (7) 人事（職員の採用、昇任、降任、転任等をいう。）の公正を害する行為
- (8) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずる行為

(職員の責務)

第3条 職員は、職務遂行に当たり、何人に対しても法令遵守の姿勢を堅持するとともに、不当要求行為等に対しては、これを拒否する等厳正な態度で臨まなければならない。

(所属長の責務)

第4条 所属長は、率先垂範して公正な職務の遂行及び服務規律の確保を図るとともに、所属する職員が職務を公正に遂行できるよう、適切な指導監督を行わなければならない。

(委員会の設置)

第5条 不当要求行為等に関する対策を協議検討し、これに組織的に取り組むため、不当要求行為等防止対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員会の組織）

第6条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 副委員長は、総務部長をもって充てる。

4 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

5 委員長は、会務を総理する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（委員会の所掌事務）

第7条 委員会は次に掲げる所掌事務について協議し、市長に報告するものとする。

（1） 不当要求行為等に該当するか否かの判断並びに当該不当要求行為等の実態把握及び対応方針に関すること。

（2） 不当要求行為等の行為者（以下「行為者」という。）に対する措置に関すること。

（3） 関係機関との情報交換及び連絡調整に関すること。

（4） その他委員会が必要と認める事項に関すること。

（委員会の会議）

第8条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要と認めるときは、委員の一部を招集し、又は委員以外の者の参加を求め、会議を開くことができる。

3 委員長は、必要と認めるときは、顧問弁護士、警察等関係機関の参加を求めることができる。

（不当要求行為等の発生時の措置）

第9条 職員は、不当要求行為等を受け、又はそのおそれがあると認めるときは、直ちに所属長に報告するとともに、行為者に対して複数の職員で対応するものとする。

2 所属長は、所管する事務業務に関して不当要求行為等が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める対応を行うとともに、不当要求行為等発生報告書（別記様式）により委員長に報告しなければならない。

（1） 暴行、器物損壊、刃物の携帯事案等事態が急迫していると認めるとき 直ちに警告を発し、職員、来庁者等の安全を確保し、及び警察等関係機関に通報するとともに、庁舎保安員等の派遣を要請し、連携して対応すること。

（2） 事態が急迫しているとは認められないが、行為者に対応している職員による警告、退去命令等必要な措置を講じてもなお不当要求行為等が継続するとき 庁舎保安員等の派遣を要請し、連携して対応すること。

3 所属長は、前各号に掲げる状況に該当しない場合であっても、今後不当要求行為等に発展するおそれがあると認めるときは、積極的に同項の規定による報告をするものとする。

4 委員長は、前2項に規定する報告を受けたときは、直ちに所属長に不当要求行為等の事実関係の調査による実態把握を命ずるとともに、必要に応じ、警察等関係機関に通報し、委員会を招集し、又は市長に報告しなければならない。

（不当要求行為等の行為者に対する措置）

第10条 市長は、前条第4項の規定による委員会から報告を受けた場合は、不当要求行為等の内容、態様、程度等を総合的に勘案して必要と認めるときは、行為者に対する文書による警告、警察等関係機関への告訴又は告発、裁判所への仮処分命令の申立て又は訴えの提起等の措置を講ずるものとする。

(職員に対する配慮等)

第11条 市長は、不当要求行為等を受けた職員が第9条第1項に規定する報告を行ったことにより、不利益な取り扱いを受けることがないようにしなければならない。

2 市長は、職員がその正当な職務の遂行に起因して、行為者又はこれと密接な関係を有する者から職場、家庭、地域等において、個人として不当な権利侵害を受けることがないよう必要な配慮を行うとともに、職員が不当な権利侵害を受けたときは、警察等関係機関又は顧問弁護士への連絡、相談等、当該職員に対して必要な援助を行うものとする。

(委員会の庶務)

第12条 委員会の庶務は、防災安全課において処理する。

(その他)

第13条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会の会議に諮り定める。

附 則

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日訓令第4号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日訓令第1号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日訓令第1号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月26日訓令第8号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年12月23日訓令第6号)

この訓令は、令和4年12月23日から施行する。

別表（第6条関係）

委員会委員

地域政策部長
健康福祉部長
市民生活部長
産業経済部長
都市建設部長
金城支所長
旭支所長
弥栄支所長
三隅支所長
議会事務局長
教育部長
消防長
上下水道部長
浜田地区広域行政組合事務局長
市長公室長

別記様式（第9条関係）

年 月 日

不当要求行為等防止対策委員会委員長 様

所属長

不当要求行為等発生報告書

不当要求行為等が次のとおり発生した（発生するおそれがあると認められる）ので、
浜田市不当要求行為等防止対策要綱第9条の規定により報告します。

発生状況	発生日時	年 月 日 午 時 分頃から 午 時 分頃まで
	発生場所	
	対応者	所属名 (内線) 職・氏名
相手方	氏名	
	職業	
	住所等	
	連絡先	
	組織等	
不当要求行為等の内容		
対応措置状況		
その他(備考)		